

令和2年度石巻市社会福祉法人指導監査実施計画

1 基本方針

社会福祉法人制度改革を柱とする改正社会福祉法が平成29年4月1日に施行(一部平成28年4月1日施行)され、社会福祉法人には、経営組織のガバナンスや財務規律の強化を図り、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことが一層求められ、また、効率的・効果的な経営の実践及び組織運営の透明性の確保など、公益法人としての責務を果たすことも重要となっている。

令和2年度における指導監査については、制度改革の施行に伴い全ての社会福祉法人の監査を昨年度までに行うこととされ実施したところであるが、引き続き、社会福祉法人制度改革への的確な対応と、適切かつ適正な手続き等が行われているかなどを重点事項として実施するものとする。

2 実施根拠

- (1) 社会福祉法第56条第1項
- (2) 社会福祉法人指導監査実施要綱
- (3) 石巻市社会福祉法人指導監査実施要領

3 監査事項および着眼点

監査事項及び着眼点は、国の示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び「同要綱別紙指導監査ガイドライン」の「監査事項、チェックポイント、着眼点」等、関係通知並びに前年度以前の指導監査の結果等を踏まえたものとする。

4 一般監査対象法人(実地監査)

2法人(石巻ひまわり会、輝宝福祉会)

5 重点項目

以下を重点項目として実施し、指導監査に当たっては、前3項を踏まえて実施状況等を確認する。

- (1) 社会福祉法人制度改革への的確な対応
 - ① 経営組織のガバナンスの強化
 - ② 事業運営の透明性の向上
 - ③ 財務規律の強化
 - ④ 地域における公益的な取組の実践

6 実施期間及び実施方針

一般監査(実地監査)は、令和2年9月から令和3年2月にかけて実施し、その指摘事項のうち、特に確認が必要な事項を有する社会福祉法人に対しては、必要に応じて確認監査を実施する。また、極めて不適正な事案が発覚した場合は、特別監査を実施する。